日本関税協会
KanPress

 種別
 告示
 出所
 財務省
 文書番号
 第82号
 文書日付
 H30.03.30

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件(財務省告示第82号)

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を 定める等の件の一部を改正する件

(財務省告示第82号・H30.03.30)

関税法 (昭和二十九年法律第六十一号) 第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件 (昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号) の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

輸入統計品目表第〇四〇二・一〇号の規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第13条第1項」を「畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第24条第1項」に改める。

輸入統計品目表第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までの規定、第〇四〇二・九九号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇五・一〇号から第〇四〇五・九〇号までの規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項」を「畜産経営の安定に関する法律第24条第1項」に改める。